

第80回農地総会議事録

開 催 日 時	令和6年2月7日（水） 午後3時30分から
開 催 場 所	高知市たかじょう庁舎6階 大会議室
出 席 委 員	大崎 恭寿・池澤 誠 ・石黒 康誠 ・植田 俊博・加藤 孝幸・長山 裕美・ 中島 義幸・大野 哲 ・森田 浩明 ・古田 辰雄・竹内 佳代・山本 和正・ 前田 眞作・廣瀬 良之・久保 壽美男・川澤 一博・中村 富貴・山脇 天臣 以上18名
欠 席 委 員	中島 正根 以上1名
事務局出席者	永野事務局長・上田次長・近森再任用主幹・竹内係長・島田主任・岡本主査補 以上6名
議 題	<p>第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件</p> <p>第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件</p> <p>第3号議案 改正前 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件 （同法を改正する法律 附則第5条第1項の規定による）</p> <p>①所有権移転 ②貸借権設定 ③中間管理権設定・一括方式</p> <p>議案外（報告）①農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件 ②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件 ③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件 ④農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件 ⑤非農地証明願の件 ⑥農地法各条の申請取消・取下・訂正処理の件</p>
備 考〔添付書類〕	<p>○第80回農地総会議案書</p> <p>○現地案内図</p> <p>○令和5年度 今後のスケジュール（予定）</p> <p>○転用許可申請等の結果について（報告）</p>

開 議 長	(加藤孝幸が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後3時30分)) 只今より第80回農地総会を開催いたします。
委員出欠状況報告 議 長	欠席委員の報告を行います。中島正根委員、以上1名の委員より欠席の届けが入っております。 委員総数19名中、出席人数18名です。過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、本日の農地総会が成立することをご報告いたします。
議事録署名委員指名 議 長 委 員 議 長	総会会議規則第23条第2項におきまして、議事録には、議長及び総会において定めた2人以上の委員が署名しなければならないと定められております。私の方で指名させていただきます。よろしいでしょうか。 (異議なし) ご異議なしとのことですので、私の方で指名させていただきます。 署名委員は、大野哲委員と前田眞作委員の2名にお願いいたします。
議 議 長 岡本主査補	それでは只今から、議案の審議を行います。 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いいたします。 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件。 議案書2ページをご覧ください。今月は全体で6件の申請が出されております。 議案書は3ページをご覧ください。 案件1は、鏡、田、499㎡外1筆、合計1,169㎡を、経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。 現地案内図はNo.1をご覧ください。ピンクで塗っている部分が申請地です。 申請書の別添資料によりますと、譲受人は所有している農地を全て耕作しており、申請地では水稻を栽培する予定であるとのこと。 農機具の保有状況については、トラクター1台を所有しているとのこと。 譲受人は農業の経験があり、妻とともに農業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのこと。 周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等については、地域の防除基準に従い営農するため、周辺農地への影響は特にないと考えるとのこと。 案件2と案件3は交換の案件のため、まとめてご説明いたします。

案件2は久礼野，田，429㎡の外3筆，合計3,175㎡を，案件3は久礼野，田，1,507㎡を交換のため所有権移転をするという申請です。

まず，案件2の申請内容について説明いたします。

現地案内図はNo.2をご覧ください。ピンクで塗っている部分が案件2の申請地です。

申請書の別添によりますと，譲受人は現在所有している農地を全て耕作しており，今回の申請地では水稻を栽培する予定であるとのことです。

農機具の保有状況については，耕運機を1台所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり，農業に従事し，妻もまた農業に従事するため，取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては，農薬の使用方法等については地域の防除基準に従い営農するため，特に影響はないと考えるとのことです。

続きまして，案件3の申請内容をご説明します。譲受人は現在所有している農地を全て耕作しており，今回の申請地では水稻を栽培する予定であるとのことです。

現地案内図はNo.3をご覧ください。ピンクで塗っている部分が案件3の申請地です。

申請書の別添によりますと，譲受人は所有している農地を全て耕作しており，今回の申請地では，水稻を栽培する予定とのことです。

農機具の保有状況については，トラクターなど5台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり，農業に従事しているため，取得後は効率的な利用ができるとのことです。

続きまして，案件4は，春野町弘岡中，田，991㎡を，贈与により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.4をご覧ください。ピンクで塗っている部分が申請地です。

申請書の別添によりますと，譲受人は所有又は借入している農地を，全て耕作又は保全管理しており，今回の申請地では，水稻を栽培する予定であるとのことです。

農機具の保有状況については，トラクターなど6台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり，農業に常時従事しており，他に妻も農業に従事しているため，取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては，農薬の使用方法等について，地域の防除基準に従い営農するため，特に影響はないと考えるとのことです。

続きまして，議案書3ページから4ページに跨ります案件5は，春野町内ノ谷，登記地目田，現況畑，1,777㎡を，譲受人の希望による経営拡大のため，売買により所

有権を移転するという申請です。現地案内図はNo.5をご覧ください。ピンクで塗っている部分が申請地です。

申請書の別添資料によりますと、譲受人は所有している農地を、耕作不利地を除いて全て耕作又は保全管理しており、今回の申請地では、シャインマスカットを栽培する予定であるとのことです。

農機具の保有状況については、トラクターなど6台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、農業に常時従事しており、他に妻も農業に従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えるとのことです。

続きまして、案件6は、春野町西諸木、登記地目田、現況畑、519 m²を親子間の生前贈与により所有権を移転するという申請です。現地案内図はNo.6をご覧ください。ピンクで塗っている部分が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有又は借入している農地を、全て耕作又は保全管理しており、申請地では、果物の柿を栽培予定とのことです。

農機具の保有状況については、トラクターなど5台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、農業に常時従事しており、他に妻も農業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えるとのことです。

なお、譲受人は、南国市にも経営農地があるため、南国市農業委員会に耕作状況の確認を行ったところ、南国市所有の農地については全て耕作中との回答をいただいております。

以上、全ての案件につきましては、農地法第3条第2項各号の規定には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

なお、申請地については、担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認をいただいております。

以上で、第1号議案の説明を終わります。

議長

説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第一、第三、第四事前審査会です。第一事前審査会の大崎副委員長から報告をお願いいたします。

大崎委員

案件1については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認の結果、許可

	相当と判断しました。
議 長 山本委員	<p>続いて、第三事前審査会の山本委員長から報告をお願いいたします。</p> <p>案件2については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認の結果、許可相当と判断しました。また、案件3については、事前審査会の段階では申請地に雑草が生えていたため、草刈りをお願いしておりましたが、その後、草刈りができたという報告をいただいておりますので、特に問題はないと判断します。</p>
議 長 廣瀬委員	<p>続いて、第四事前審査会の廣瀬委員長から報告をお願いいたします。</p> <p>案件4から案件6については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認の結果、許可相当と判断しました。</p>
議 長 大野委員	<p>事前審査会の報告が終わりました。審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。</p> <p>案件2と3ですが、交換でありながらも面積が違いますが、面積が違うがために有償ということでしょうか。</p>
竹内係長	<p>議案書3ページの左から2列目のところに権利とあって、所有権移転で有償となっております。交換というのは、ある土地をAさんからBさんに渡す、その対価としてBさんからAさんに土地が返ってくるという形でございますので、面積が違うから有償ということではなく、全て有償という取り扱いになります。なお、今回の案件は面積が3反位と1反5畝位で結構違いますが、農地法上これを交換と呼ぶことは特に差し支えはありません。ただ、税務署では、大体等価であれば税金が掛からないと思いますが、今回ほど面積に違いがあれば、評価額も違ってくると思いますので、贈与税が掛かるかもしれません。</p>
大野委員	はい、分かりました。
議 長	他にご意見や、ご質問がございましたらお願いいたします。
委 員	(意見・質問なし)
議 長	ご意見や、ご質問がないようでしたら、審議を終わります。全ての案件について、許可することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
委 員	(異議なしの声あり)
議 長	そのように決定いたします。
	<p>続きまして、第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の件です。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
岡本主査補	<p>第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の件。</p> <p>議案書6ページをご覧ください。今月は全体で4件の申請が出されております。</p> <p>議案書7ページをご覧ください。</p>

案件1と案件2は、案件1の譲受人と案件2の借人が同一の関連案件となっておりますので、まとめてご説明いたします。

案件1は、春野町弘岡中，田，404㎡外2筆，合計575㎡を、譲受人である法人が、現在使用中の駐車場を移転する必要が生じたため、露天駐車場に転用するため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.7をご覧ください。ピンクで塗っている部分が申請地で、緑に塗っている部分が譲受人である法人の代表者の居宅です。

農地の区分につきましては、令和4年8月23日付けで農用地区域から除外となっており、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にあることから、第1種農地と判断しておりますが、住宅その他周辺地域に居住する者の日常生活等に必要な施設に接続して設置されるものであるため、不許可の例外に該当するものと考えております。

関連しております案件2は、春野町西分，登記地目畑，現況雑種地，108㎡外3筆，合計315㎡について、隣接地に事業所があります案件1の法人が、現在許可を得ずに露天駐車場へ転用済となっているものを、案件1の申請が許可となり、正式に駐車場の移転が決まるまでの間、一時転用するために使用貸借権を設定するという申請です。

現地案内図はNo.8をご覧ください。ピンクに塗っている部分が申請地で、緑色に塗っている部分が法人の営業所です。

農地の区分につきましては、農用地区域内の農地となっておりますが、案件1の駐車場移転が決まるまでの一時転用であるため、不許可の例外に該当するものと考えております。

また、農用地区域の一時転用に際しまして、高知市農林水産課に対し農業振興地域整備計画の達成に問題がないか照会したところ、「転用面積は必要最小限とし、事業実施にあたっては、周辺農地等に支障がないようにすること。期間終了にあたっては、速やかに原状に復すること。」とのご意見をいただいております。

ここで、議案書の訂正をお願いします。案件2の備考欄に、許可日から3年間とありますが、申請者から、許可日から9カ月への訂正の申し出がありましたので、訂正をお願いします。

それでは、案件1の事業計画等についてご説明いたしますので、本日机上配布しております①と書いてあります資料をご覧ください。

事業計画書によりますと、譲受人である法人は、現在使用している事業所の駐車場が違反転用となっているために、農地に復する必要があるため、その移転先として当該地を選定したとのこと。選定の理由としましては、申請地は同法人の代表者個人の住所に隣接しており、将来、同住所を事業所の本店所在地兼住居とする予定があるた

め、当該地を選定したとのことです。

続きまして、2枚目及び3枚目の土地利用計画図をご覧ください。

転用計画としましては、従業員及び役員用駐車場、約20台分に転用する計画です。

造成計画については、最大で30cmまでの盛土を行い、整地計画については、碎石仕上げとするとのことです。

進入計画については、弘岡中については、南側の市道から進入する計画となっております。森山については、南側県道より、譲受人である法人の代表者個人の私有地を経由して進入する計画です。通行に際しまして、同個人からの通行承諾書が添付されております。

排水計画については、排水は雨水のみであり、自然浸透とする計画であるとのことです。

申請地周辺の状況につきましてご説明いたします。弘岡中につきましては、東側は農地、西側は公道、南側及び北側は宅地となっております。東側農地所有者からは、「雨水が流入しないよう境界壁か私設水路を設置してください。」という旨の条件付き同意書が提出されております。なお、当該東側農地との間には、土地利用計画図のとおり、コンクリートブロックにより境界壁を設置する計画です。また、森山については、東側及び北側は宅地、西側及び南側は公道となっております。申請地周囲に悪影響を及ぼす恐れはないものと考えます。

続きまして、その他の添付書類についてご説明いたします。

資金証明書類につきましては、譲受人名義の金融機関の残高証明書が添付されており、本件転用に必要な資金を賄えることを確認しております。

法人関係書類につきましては、法人登記及び定款が添付されております。

本件申請地は、土地改良区内の農地であるため、土地改良区の意見書が添付されており、転用については同意するとのことです。

土木委員の意見につきましては、転用に際して特に意見はありませんとの回答をいただいております。

また、進入口設置についての道路工事承認許可及び占用許可については、申請準備中とのことです。

続きまして、案件2は、冒頭で説明のとおり転用済みとなっておりますが、事業計画等についてご説明いたしますので、②と書いてあります資料をご覧ください。

事業計画書によりますと、申請地は、借人である法人の事業所の北側に隣接する農地であり、同法人代表者の父所有の農地であります。許可を得ずに駐車場に転用済となっていたことから、違反転用状態を解消するため、案件1の申請地を恒久転用す

ることとし、案件2の申請地については、案件1の転用許可が下りるまでの間、一時転用を行うこととしたものです。転用に際しましては、農地に復旧する必要があるため、案件1の転用申請が許可となり、駐車場が確保されるまでの間、一時転用の申請をすることとしたとのことです。

続きまして、2枚目の土地利用計画図をご覧ください。

転用の内容としましては、従業員及び役員用駐車場20台分に転用済みであり、始末書が添付されております。この土地については、恒久的な転用の許可要件を満たせないことから、今後、案件1が許可となり、移転先の駐車場が確保され次第、農地に復旧する計画であるとのことです。

現地は造成済みであり、コンクリート舗装済みですが、駐車場の移転後に解体予定とのことです。

進入に際しましては、西側市道より進入するとのことです。

排水計画につきましては、雨水は西側用悪水路へ排水し、生活雑排水の発生はないとのことです。

申請地周辺の状況につきましては、東側は現況雑種地及び山林、西側は道路及び農地、南側は宅地、北側は農地となっており、西側農地所有者からは同意書が提出されております。なお、資料②の3枚目にありますとおり、北側農地所有者については、所在が不明のため同意は得られておりませんが、その旨を記載した理由書及び被害防除計画書が添付されておりますのでご確認ください。

その他、資金証明書類につきましては、譲受人名義の金融機関の残高証明書が添付されており、本件一時転用後、農地に復するのために必要な資金を賄えることを確認しております。

法人関係書類につきましては、法人登記及び定款が添付されております。

土木委員の意見につきましては、周囲に赤線、青線がないため、土木委員の意見は不要との意見を推進委員に確認しております。

続きまして、議案書8ページの案件3と案件4は、貸人が同一の関連案件となっておりますので、まとめてご説明いたします。

案件3及び案件4は、春野町森山、登記地目宅地、現況畑569.00㎡のうち312.06㎡を、分家住宅に転用するため、各案件の借人2名が持分2分の1ずつ使用貸借権を設定するという転用の申請です。なお、両案件の借人は夫婦であり、案件4の借人は貸人の娘に当たります。

現地案内図は、No.9をご覧ください。ピンクに塗っている部分が申請地で、緑色に塗っている部分が一体利用地、赤線で囲んでおります部分が筆の形状です。

農地の区分につきましては、農用区域外であり、街区の面積に占める宅地の面積割合が40%を超えているため、第3種農地と判断しております。

それでは、お配りしております資料のうち③と書いております資料をご覧ください。

事業計画書によりますと、借人夫婦は現在、夫の転勤により市外に居住しておりますが、近々市内に戻る予定があり、新居準備を考え、家族間の相互扶助と両親の老後の介護を考慮し、妻の実家敷地の一部を申請地を選んだとのこと。

続きまして、2枚目の土地利用計画図をご覧ください。

転用計画としましては、建築面積74.94㎡の木造2階建住宅1棟、自家用駐車場2台分、来客用駐車場2台分、ガーデンテーブルセット、物干し場、駐輪場に転用する計画となっております。

造成計画としましては、概ね10cm程度の造成を行い、整地については、砕石仕上げとする計画です。進入計画については、東側市道より一体利用地を通して進入する計画となっております。

排水計画については、生活雑排水は合併浄化槽に接続し、東側の市道側溝へ、雨水は雨水桝に集水し、同じく東側の市道側溝に排水する計画となっております。また、屋敷地から市道まで距離があるため、合併浄化槽処理水及び集水した雨水は、ポンプアップ排水とする計画となっております。なお、排水管接続と排水同意については、関係課から許可済となっております。

申請地周辺の状況については、東側及び北側は宅地、西側は同意書を取得済みの農地、南側は貸人所有の現況、農地となっております。

他法令の手續きとしましては、申請人が分家住宅の建築条件を備えていることを、都市計画課と協議済とのこと。

資金証明書類としましては、金融機関の融資見込証明書の写しが添付されており、転用に必要な資金が賄えることを確認しております。

土木委員の意見につきましては、転用に際して特に意見はありませんとの回答をいただいております。

以上で、第2号議案の説明を終わります。

議長 説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第四事前審査会です。第四事前審査会の廣瀬委員長から報告をお願いいたします。

廣瀬委員長 案件1から案件4については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認の結果、許可相当と判断しました。

議長 事前審査会の報告が終わりました。

それでは審議に入ります。ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

<p>大野委員 竹内係長</p>	<p>案件2ですが、農地に戻した場合の評価は、誰がどのように行いますか。 一時転用でございますので、完了時は現地の写真付きで完了報告を出してもらうこととなります。農業委員会及び許可権者の県へ写真付きで報告書が来ますので、最終的には県が判断することになるかと思えます。</p>
<p>大野委員 竹内係長</p>	<p>税務署の判断は要りませんか。 高知市の資産税課が現地確認に行くと思います。</p>
<p>大野委員</p>	<p>はい、分かりました。</p>
<p>議 長</p>	<p>他にご意見やご質問はありませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>(意見・質問なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。</p>
<p>委 員</p>	<p>案件1と案件2につきましては、それぞれ第1種農地及び農用地区域の案件のため、許可相当との意見を付して、県ネットワーク機構に諮問したのち、申請書を県知事に送付することとし、また、案件3と案件4につきましては、許可相当との意見を付して申請書を県知事に送付することに決定しますが、ご異議ありませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>(異議なしの声あり)</p>
<p>岡本主査補</p>	<p>そのように決定いたします。 続きまして、第3号議案、改正前農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件を議題といたします。 今月は、所有権移転、貸借権設定と中間管理権設定の一括方式がありますが、全て一括して審査いたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。</p>
<p>岡本主査補</p>	<p>第3号議案、改正前農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件、 ①所有権移転。 議案書10ページをご覧ください。今月は全体で3件の申請が出されております。 議案書11ページに所有権移転の総括表を掲載しておりますので、ご覧ください。 今月は、所有権の移転をする者が2人で延べ3人、所有権の移転を受ける者が2人で延べ3人となっております。 土地の内訳は、田のみで、3筆の合計5,610㎡となっております。 なお、下段の地区別内訳については説明を省略いたします。 議案書は12ページをご覧ください。 案件1と案件2は譲渡人と譲受人が同一の関連案件のため、まとめてご説明いたします。 案件1と案件2は当初、譲受人がご夫婦で1筆ずつ所有権を取得する計画で話が進んでおり、一旦は申請書を作成していたものの、夫が急に病気で倒れたため、妻</p>

が2筆とも所有権を取得する計画に変更したものです。

そのため、譲渡人、譲受人が同一の案件が2件となっております。

案件1は、大津乙、田、1,116㎡を、案件2は、大津乙、田1,474㎡を、売買により所有権を移転するもので、令和5年1月30日に譲渡人より売りたいとの申し出があり、令和6年1月12日にJA高知市大津支所にて、農地等あっせん相談員立会いのもと、話がまとまったものです。

続きまして、議案書13ページの案件3は、春野町弘岡下、田、3,020㎡を売買により所有権を移転するものです。

当案件は、令和2年10月21日に譲渡人より売りたいとの申出があり、令和6年1月11日にJA高知県春野支所で、農地等あっせん相談員立会いのもと、話がまとまったものです。

なお、案件1から案件3の議案書に記載しております金額は、いずれも売買価格を1反あたりの価格に割り戻した額となっております。

また、案件1から案件3の申請地は、それぞれ他の方と賃貸借権を設定していたため、本申請と同時に農地法第18条第6項の規定による合意解約の届出が提出されております。合意解約につきましては、議案外報告の④農地法第18条第6項の規定による合意解約の際にご説明いたします。

所有権移転についての説明は以上です。

②貸借権設定。

議案書15ページをご覧ください。

今月は全体で26件の申請が出されており、新規設定が9件で、更新設定が17件となっております。

議案書は16ページに貸借権設定の総括表を掲載しております。表の上段をご覧ください。今月は、利用権を設定する者が26人で延べ27人、利用権の設定を受ける者が20人で延べ27人となっております。土地の内訳は、田が64筆で48,175.86㎡、畑が11筆で3,931㎡、合計75筆で52,106.86㎡となっております。また、設定の内訳は、新規設定が32筆で14,764.74㎡、更新設定が43筆で37,342.12㎡となっております。利用権の期間別の内訳及び下段の地区別の内訳については、説明を省略いたします。

それでは、新規設定の案件のみご説明いたします。

なお、利用権設定の開始日は、全て令和6年3月1日からとなっております。

議案書は19ページをご覧ください。

案件4は布師田、田、377㎡に30年間、賃貸借権を設定するものです。

続きまして、案件5は、布師田、田、819㎡外1筆、合計1,657㎡を10年間、賃貸

借権を設定するものです。

続きまして、議案書 20 ページをご覧ください。案件 6 は一宮南町，田 303 m²外 10 筆，合計 4,255.74 m²に 5 年間，賃貸借権を設定するものです。

続きまして、議案書 22 ページをご覧ください。案件 9 は大津甲，田，930 m²に 2 年間，賃貸借権を設定するものです。

続きまして、議案書 25 ページをご覧ください。案件 14 は介良甲，田，596 m²に 5 年間，使用貸借権を設定するものです。

続きまして、議案書 27 ページから 28 ページに跨ります案件 19 は，春野町弘岡中，田，525 m²，外 5 筆，合計 3,281 m²に 5 年間，使用貸借権を設定するものです。

続きまして、案件 20 は春野町弘岡下，田，1,605 m²のうち 1,100 m²，外 1 筆，合計 1,425 m²に 3 年間，賃貸借権を設定するものです。

続きまして、議案書 29 ページの案件 22 は，春野町芳原，登記地目田，現況畑，181 m²，外 6 筆，合計 1,126 m²に 5 年間，賃貸借権を設定するものです。

なお、本件の借受人の経営面積が 0 m²となっておりますが、正しくは 11,758 m²の誤りでございます。議案書の訂正をお願いします。借受人は本件貸人の娘にあたりますが、現在、須崎市で義理の父の農業を手伝っているとのこと。

続きまして、議案書 31 ページをご覧ください。案件 26 は春野町森山，田，1,117 m²に 5 年間，使用貸借権を設定するものです。

②貸借権設定は以上です。

③中間管理権設定・一括方式。

議案書は 33 ページをご覧ください。

今月は全体で 4 件の申請が出されており，全て新規設定となっております。

議案書は 34 ページに中間管理権設定・一括方式の総括表を掲載しております。表の上段をご覧ください。今月は，権利を設定するものが 5 人で延べ 8 人，権利の設定を受ける者が 3 人で延べ 8 人となっております。土地の内訳は，田のみで 12 筆，合計 16,089 m²となっております。設定の内訳は，全て新規設定となっております。利用権の期間別の内訳及び下段の地区別の内訳については，説明を省略いたします。

なお，中間管理権設定・一括方式の開始日は，全て令和 6 年 3 月 1 日となっております。

議案書は 35 ページをご覧ください。案件 1 は，大津乙，田，716 m²外 3 筆，合計 3,387 m²を，5 年間公社が借り受け，最終貸付者へ 5 年間使用貸借権を設定するものです。

貸付予定者は，現地で水稻を栽培する予定とのこと。

なお，案件 1 につきましては，土地所有者と最終貸付者との間に覚書が取り交わさ

	<p>れております。本日、机上配布しておりますのでご確認ください。</p> <p>案件2は、春野町弘岡下、田、2,283 m²を、3年間公社が借り受け、最終貸付者に3年間貸し付けるという賃貸借権を設定するものです。</p> <p>続きまして、議案書36ページの案件3は、春野町弘岡下、田、1,350 m²外3筆、合計7,601 m²を、3年間公社が借り受け、最終貸付者に3年間貸し付けるという賃貸借権を設定するものです。</p> <p>続きまして、案件4は春野町弘岡下、田、1,152 m²外2筆、合計2,818 m²を、3年間公社が借り受け、最終貸付者に3年間貸し付けるという賃貸借権を設定するものです。</p> <p>以上、計画の内容は、経営面積、従事日数等、改正前農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。</p> <p>本日の農地総会で計画が妥当なものと決定されますと、3月1日付で高知市が公告し、効力が発生するものです。</p> <p>以上で、第3号議案の説明を終わります。</p>
議 長	<p>事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第三、第四事前審査会です。第三事前審査会の山本委員長から報告をお願いいたします。</p>
山本委員	<p>所有権移転の案件1と案件2、貸借権設定の案件1から案件18と中間管理権設定・一括方式の案件1については、計画を妥当なものと認めました。</p>
議 長	<p>次に、第四事前審査会の廣瀬委員長から報告をお願いいたします。</p>
廣瀬委員	<p>所有権移転の案件3、貸借権設定の案件19から案件26、中間管理権設定・一括方式の案件2から案件4については、計画を妥当なものと認めました。</p>
議 長	<p>事前審査会の報告が終わりました。審議に入ります。まず、貸借権設定の案件12については、申請の当事者が農業委員となっておりますので、先に審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしとのことですので、該当の案件について審議いたします。</p> <p>農業委員会等に関する法律、第31条第1項の規定に基づき、該当の委員は本案件を審議する間は退席をお願いいたします。</p>
該当委員	<p>(退席)</p>
議 長	<p>この案件について、ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。</p>
委 員	<p>(意見・質問なし)</p>
議 長	<p>ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。</p> <p>貸借権設定の案件12については、計画を妥当なものと決定することに、ご異議あり</p>

<p>委員 議長</p>	<p>ませんか。 (異議なしの声あり) この件について、計画を妥当なものとして決定いたします。事務局は、委員を復帰させてください。</p>
<p>該当委員 議長 委員 議長</p>	<p>(着席) それ以外の案件を審議します。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。 (意見・質問なし) ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。 審議済みの案件を除く、全ての案件について、計画を妥当なものとして決定することに、ご異議ありませんか。</p>
<p>委員 議長</p>	<p>(異議なしの声あり) そのように決定いたします。 議案外の報告を事務局より一括してお願いいたします。</p>
<p>岡本主査補</p>	<p>議案外の案件について、まとめてご報告いたします。 まず、①農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件についてご報告いたします。議案書は38ページをご覧ください。 今月は7件の届出が出されており、地区の内訳は、朝倉が1件、五台山が1件、高須が1件、一宮が1件、土佐山が2件、春野が1件となっております。 届出の詳細につきましては、39ページから42ページをご覧ください。 なお、全ての案件につきましては、担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認いただき、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。 続きまして、②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件についてご報告いたします。議案書は、44ページをご覧ください。 今月は2件の届出が出されており、地区の内訳は、朝倉が1件、旭が1件、となっております。 届出の詳細につきましては、45ページをご覧ください。 全ての案件につきましては、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。 続きまして、③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件についてご報告いたします。 議案書は、47ページをご覧ください。 今月は10件の届出が出されており、地区の内訳は、朝倉が2件、旭が2件、潮江が1件、三里が1件、鴨田が3件、一宮が1件となっております。</p>

	<p>届出の詳細につきましては、48 ページから 51 ページをご覧ください。</p> <p>全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。</p> <p>続きまして、④農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知の件についてご報告いたします。議案書は 53 ページをご覧ください。</p> <p>今月は 2 件の申請が出されており、地区の内訳は大津が 1 件、春野が 1 件となっております。</p> <p>申請の詳細につきましては、54 ページをご覧ください。</p> <p>また、議案書 54 ページに記載されている案件 1 は、第 3 号議案の所有権移転、案件 1 と案件 2 の関連案件となっております。</p> <p>同じく、案件 2 は、案件 3 と関連案件となっております。</p> <p>全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員に合意解約に相違ないことをご確認いただき、通知を受理しております。</p> <p>続きまして、⑤非農地証明願の件についてご報告いたします。議案書は、56 ページをご覧ください。</p> <p>今月は 8 件の申請が出されており、地区の内訳は鏡が 1 件、潮江が 2 件、鴨田が 1 件、長浜 2 件、介良が 1 件、春野が 1 件となっております。</p> <p>申請の詳細につきましては、57 ページをご覧ください。</p> <p>全ての案件につきまして、農業委員と担当区域の農地利用最適化推進委員と事務局にて現地確認を実施し、事務局長専決処理により、非農地証明書を交付しております。</p> <p>続きまして、⑥農地法各条の申請取消・取下・訂正処理の件についてご報告いたします。議案書は 59 ページをご覧ください。</p> <p>今月は、1 件の 5 条届出取消願が出されており、地区は鴨田となっております。</p> <p>取消願の内容につきましては、議案書 60 ページをご覧ください。</p> <p>本案件は、当初の 5 条届出が 1 筆の申請でしたが、申請地を 2 筆に分筆し、議受人を変更して申請をし直すこととなったため、取消願が出されたもので、令和 5 年 12 月 26 日付で取消願が出され、令和 6 年 1 月 9 日付で受理しております。</p> <p>以上で、議案外報告を終わります。</p> <p>議案外の報告に関しまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。 (意見・質問なし)</p> <p>ご意見・ご質問がないようですので、議案外の報告を終わります。</p>
<p>事務局連絡 議長</p>	<p>事務局からの連絡がありましたら、お願いします。</p>

竹内係長	(転用許可申請等の結果について(報告)を説明)
上田次長	(令和5年度 今後のスケジュール(予定)について説明)
議長	事務局からの連絡に関しまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。
委員	(意見・質問なし)
議長	その他、ご意見・ご質問はございませんか。
大野委員	(能登半島地震への義援金について)
議長	他にご意見・ご質問はございませんか。
委員	(意見・質問なし)
議長	ご意見ご質問がないようでしたら、本日の農地総会を終了いたします。
次回農地総会	
議長	次回の農地総会は、3月7日(木)を予定しております。
閉	(議長 加藤孝幸 挨拶して閉会を宣す。(午後4時30分))
議長	以上で、本日の農地総会を閉会いたします。ありがとうございました。

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する。

令和 6 年 3 月 7 日

議長

加藤孝幸

議事録署名委員

大野哲

議事録署名委員

前田真作

議事録作成者

島田 佳史